

○国土交通省令第 号

軌道法（大正十年法律第七十六号）第十一条第一項及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十六条第四項の規定に基づき、軌道法施行規則及び鉄道事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

軌道法施行規則及び鉄道事業法施行規則の一部を改正する省令

（軌道法施行規則の一部改正）

第一条 軌道法施行規則（大正十二年<sup>内務省令</sup>）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>第二十一条 (略)</p> <p>② 軌道法第十一条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル料金ハ次ノ通りトス</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 利用者ノ円滑ナ移動及施設ノ利用ノ為ニ設ケラルル設備ニ依ル安 全且円滑ナ運送ノ確保ニ係ル料金</p> <p>③ (略)</p>
改正前	<p>第二十一条 (略)</p> <p>② 軌道法第十一条第一項ノ命令ヲ以テ定ムル料金ハ左ノ通りトス</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p>

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第二条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。



改正後	<p>(旅客の料金の届出)</p> <p>第三十四条 法第十六条第四項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 利用者の円滑な移動及び施設の利用のために設けられる設備による安全かつ円滑な運送の確保に係る料金</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(旅客の料金の届出)</p> <p>第三十四条 法第十六条第四項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。